

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 214 実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等の概要について

企業会計基準委員会（ASBJ）から、2020 年 9 月 11 日、以下の実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）が公表されました。

- ・実務対応報告公開草案第 60 号  
「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」
- ・企業会計基準公開草案第 70 号（企業会計基準第 5 号の改正案）  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」
- ・企業会計基準適用指針公開草案第 69 号（企業会計基準適用指針第 8 号の改正案）  
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」

2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号。）により、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 202 条の 2 において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められました。これを受けて、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理及び開示を示すことを目的として本公開草案が公表されましたので、今回はその概要を解説します。

### 1. 適用範囲

本公開草案では、会社法第 202 条の 2 に基づく、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引を対象とするとされています。

なお、現行実務で行われている、いわゆる現物出資構成により、金銭を取締役等の報酬等とした上で、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付する場合には適用されず、また、その適用範囲に

含まれない取引に関して、これまでの実務で行われている会計処理及び開示に影響を与えることを意図したものではないとされています。

## 2. 会計処理

本公開草案の適用対象としている取締役等の報酬等として株式を無償交付する取引については、いわゆる事前交付型と事後交付型が想定されますが、自社の株式を報酬として用いる点で、自社の株式オプションを報酬として用いるストック・オプションと類似性があります。

両者は、インセンティブ効果を期待して自社の株式または株式オプションが付与される点で同様であるため、費用の認識や測定については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」の定めに従うこととされています。

一方、株式が交付されるタイミングが異なる点や、事前交付型において、株式の交付の後に株式を無償で取得する点については、取引の形態ごとに異なる取扱いが提案されています。

## 3. 適用時期

本公開草案では、改正法の施行日以後に生じた取引から適用するとされています。

なお、その適用については、会計方針の変更には該当しないこととされています。